

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 4 年 8 月 12 日

鶴岡市長 皆 川 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（54 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 8 月 12 日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
1	勝福寺	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人	(16) 16	(13) 13	(2) 2	(1) 1	(16) 16	(11) 12	(0) 0	(5) 4	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。 ・土地利用型農業については鶴岡南ファーム(集落営農組織)及び中心となる経営体が農用地の受け皿組織、個人として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる。 ・畑の産地である事からハウスを利用した施設園芸や露地野菜の生産に取り組み収益の向上を図る。 ・鶴岡南ファーム(集落営農組織)の法人化を見据え新規就農者の確保など将来の後継者に繋がる活動を行う。 ・1戸1法人の設立と産直事業の展開。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	上山谷	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(5) 4	(0) 0	(3) 4	担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸し付け、水管理などの役割を担うほか、技術的な助言を行う。 ・中山間地という条件不利地に位置し農用地の賃貸借・作業受委託が進まない中、作業受託を中心とした集落での取り組みを目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	金谷	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(6) 5	(0) 0	(2) 3	担い手はいるが十分ではない。 担い手に集積・集約化する。	・孟宗・茗荷・庄内柿の特産物と転作の枝豆の生産拡大に取り組んでおり、作業受委託や機械の共同利用を図りながら効率的農業経営を実践する。 ・個人の担い手体制としつつ、作業受委託と作業共同をすすめる。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	谷定	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 3人	(26) 26	(24) 24	(2) 2	(0) 0	(26) 26	(14) 14	(2) 1	(10) 11	担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・土地利用型農業については母狩ファーム及び地域の中心となる経営体が農用地の受け皿組織となり、個人の離農者や規模縮小農家の対応にあたる。 ・地域特産物の孟宗・茗荷や枝豆・花卉については複合化を進め収益の向上に努める。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	民田	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 1人	(16) 16	(14) 14	(2) 2	(0) 0	(16) 16	(11) 12	(0) 1	(5) 3	担い手は十分確保されている。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・作業受委託と機械共同化をさらに進めながら担い手に集落の集積を加速化させ、転作地においては特産物(民田ナス・枝豆)を中心に複合経営を確立させる。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規農業者	一般農業者				
6	小真木	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(9) 9	(8) 8	(1) 1	(0) 0	(9) 9	(7) 7	(0) 0	(2) 2	担い手は いるが十分 ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	海老島	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(4) 3	(0) 0	(2) 3	担い手は いるが十分 ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	田川地域 (中里・宮野前・中組・行メ・蓮花寺・少連寺・関根・東目・坂野下・砂谷・長滝・大机)	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人	(31) 31	(28) 28	(2) 2	(1) 1	(31) 31	(14) 13	(0) 0	(17) 18	担い手は いるが十分 ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・地域一体での法人化について検討する。 ・基盤整備による圃場の大型化を検討する。	・規模拡大や新規就農者へ農地集積し生産費のコストダウンを図る。 ・6次産業化を今より拡大するよう図る。 ・営農組合の創設を検討する。 ・耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	大泉地域 (白山・矢馳・山田・布目・大淀川・小淀川・寺田・井岡・岡山・森片・上清水・中清水・下清水・清水新田)	R4.8.12	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の削除 2人 ・中心経営体の属性変更 2人	(122) 122	(115) 114	(6) 7	(1) 1	(122) 122	(82) 84	(2) 2	(38) 36	担い手は 十分確保 されている	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	・地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
10	文下	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の削除 2人	(18) 16	(18) 16	(0) 0	(0) 0	(18) 16	(13) 11	(1) 2	(4) 3	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をもに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
11	新形	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の削除 1人	(9) 8	(8) 7	(1) 1	(0) 0	(9) 8	(8) 8	(0) 0	(1) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
12	本田	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の現状経営面積変更 3人 ・中心経営体の削除 1人	(12) 11	(11) 10	(1) 1	(0) 0	(12) 11	(7) 8	(0) 0	(5) 3	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稲+α(枝豆、野菜)の複合経営による農業 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
13	小京田	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の現状経営面積変更 1人	(6) 5	(5) 3	(1) 2	(0) 0	(6) 5	(5) 5	(0) 0	(1) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
14	野中	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人	(10) 11	(10) 11	(0) 0	(0) 0	(10) 11	(10) 10	(0) 1	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・中心となる経営体と連携する者(兼業農家)は農地の貸付けにより水管理や集落営農オペレーター等の役割を担う。 ・新規就農者と連携し、生産技術や経営技術の習得を目指す。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
15	安丹	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の削除 1人	(12) 11	(11) 10	(1) 1	(0) 0	(12) 11	(8) 9	(2) 2	(2) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
16	林崎	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の現状経営面積変更 2人	(13) 13	(13) 13	(0) 0	(0) 0	(13) 13	(10) 10	(0) 0	(3) 3	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・当農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
17	豊田	R4.8.12	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の削除 1人	(8) 9	(7) 8	(1) 1	(0) 0	(8) 9	(7) 7	(1) 2	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付けや法人のオペレーター等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
18	豊浦地域 (水無・三瀬・由良・小波渡・堅苔沢)	R4.8.12	・中心経営体の今後引受意向面積変更 6人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(8) 8	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
19	上郷地域 (石山・楯川原・水沢・広浜・大谷上・大谷下・中山・矢引・中沢・大荒・上京田・金山・山口・竹の浦・草井谷)	R4.8.12	・中心経営体の今後引受意向面積変更 16人	(64) 64	(62) 62	(2) 2	(0) 0	(64) 64	(50) 50	(1) 1	(13) 13	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 ・新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
20	下川	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 	(32) 32	(23) 23	(9) 9	(0) 0	(32) 32	(27) 27	(0) 0	(5) 5	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化される 担い手の分散錯圖を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 下川地域では、水稲・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地域内の3法人を中心に、地域間分散錯圖の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図ることとし、その取組みエリアは別に定めるとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
21	西郷北部	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の氏名変更 1人 中心経営体の属性変更 1人 中心経営体の追加 1人 	(48) 49	(43) 44	(5) 5	(0) 0	(48) 49	(35) 37	(1) 0	(12) 12	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化される 	<ul style="list-style-type: none"> 西郷北部地域では、水稲・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地域内の4法人を中心に、地域間分散錯圖の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図ることとし、その取組みエリアは別に定めるとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
22	西郷地区砂丘畑	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 3人 中心経営体の削除 2人 中心経営体の氏名変更 1人 中心経営体の属性変更 2人 	(207) 208	(204) 204	(3) 4	(0) 0	(207) 208	(162) 163	(5) 4	(40) 41	<ul style="list-style-type: none"> 概ね5年後の農地利用意向に農地を一部貸したい等があり、農地の賃貸の検討が必要。 耕作放棄地を作付け可能な圃場に戻す対策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合い等により、担い手に集積・集約化される。 	<ul style="list-style-type: none"> メロン、ミニトマト等の園芸作物、畑作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
1	上町	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人	(13) 14	(11) 11	(2) 3	(0) 0	(13) 14	(12) 13	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	下町	R4.8.12	・中心経営体の削除 1人	(15) 14	(15) 14	(0) 0	(0) 0	(15) 14	(12) 11	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	古郡	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	(9) 9	(7) 7	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・水稲の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく ・飼料用米もまとめて取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	野田目	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人	(15) 15	(14) 14	(1) 1	(0) 0	(15) 15	(13) 14	(0) 0	(2) 1	担い手は十分確保されている	・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	須走	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(7) 7	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・耕畜連携に積極的に取り組んでいく ・段階的に連担化するための計画を作成する ・直播の面積を順次拡大しコスト低減を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6	東堀越	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人	(16) 16	(16) 16	(0) 0	(0) 0	(16) 16	(11) 10	(0) 0	(5) 6	担い手は十分確保されている	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・水稲の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値化を実践していく ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく ・飼料用米もまとめて取り組んでいく	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
7	上蛸井	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(7) 6	(0) 0	(1) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・新規就農を促進していく ・耕作放棄地の解消に取り組む	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
8	無音	R4.8.12	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の変更 1人 ・農地の貸付け等の意向欄の記載 貸付け 27,141㎡	(11) 10	(10) 8	(1) 2	(0) 0	(11) 10	(5) 5	(0) 0	(6) 5	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
9	中組	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(8) 7	(0) 0	(3) 4	担い手は十分確保されている	・集落で大豆のブロックローテーションに取り組み、高品質大豆の生産に努める ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
10	東渡前	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(8) 8	(6) 5	(2) 3	(0) 0	(8) 8	(5) 5	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・地域で転作物のブロックローテーション化に取り組み、生産性の向上を図る ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
11	和名川	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人	(11) 12	(10) 10	(1) 2	(0) 0	(11) 12	(10) 11	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
12	新屋敷	R4.8.12	・中心経営体の削除 1人	(8)	(8)	(0)	(0)	(8)	(8)	(0)	(0)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大する農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・後継者(新規就農者)同士で連携し、生産技術や経営技術の習得をともに目指す ・水稻の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を実践していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく ・集落(近隣)の畜産農家へ引き続き飼料作物を提供していく ・直播栽培にも引き続き取り組み、低コスト化に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
13	宝徳	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(12)	(12)	(0)	(0)	(12)	(8)	(1)	(3)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
1	狩谷野目	R4.8.12	中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 2人	(10) 9	(9) 7	(1) 2	(0) 0	(10) 9	(9) 9	(1) 0	(0) 0	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農家や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・法人化とともに、地域内農地の保全を積極的に進め有効利用し、付加価値農業を展開する。 ・経営体の連携を図り、労働力調整とともに、生産・経営管理の技術向上を推し進める。 ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付と共に労働力の提供や知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
2	赤川	R4.8.12	中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人	(5) 5	(5) 4	(0) 1	(0) 0	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農家や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・法人化を目指し規模拡大を図る。 ・当農組合は法人化と共に、耕作放棄地を再利用した付加価値農業を展開。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は農地の貸付・水管理・集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知識を活かした助言を行う。 ・低コスト、直播、機械の共同利用など。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。	

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
3	松ヶ岡	R4.8.12	中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人	(17) 17	(13) 12	(4) 5	(0) 0	(17) 17	(17) 17	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手の分散錯図を解消する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稲を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。 ・法人化を目指し経営規模の拡大を目指す。 ・水稲については、集落の内外を問わず、規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 また、水田の区画が小さいので、将来、再整備の実施を検討する。 ・農業者同士連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得とともに目指す。また、今後、定年帰農者が増える見込みであり、若年の新規就農者を確保し、水稲以外の果樹、畑作を含めて地域農業の活性化を図る。 ・女性農業者を中心に直売所、干柿加工、笹巻き作り等に取り組んでいるが、松ヶ岡の観光面との連携を深め、更なる拡充を目指す。 ・地域内の全戸を組合員とする農事組合法人松ヶ岡農場の地域農業に果たす役割について検討してゆく。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、農用地の環境保全、集落内での共同作業等の役割を担うとともに、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 	
4	高寺・下馬渡	R4.8.12	中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人	(5) 5	(4) 3	(1) 2	(0) 0	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手の分散錯図を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者等へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得とともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
5	松尾・石野新田	R4.8.12	中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人	(11) 11	(9) 8	(2) 3	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者へ農地の集積を進める。 ・田床改良を実施し、土づくり・高付加価値化を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性					担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
1	上山添	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(9) 9	(0) 0	(3) 3	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・集落内の認定農業者等個人の担い手へ農地を利用集積又は農作業委託を行う ・個別農家が規模拡大していく方向。集積に当っては生産組合全体で調整を図る ・ハウス等を利用した園芸作物等の栽培、販売により、高齢者・女性等の労働の場を提供する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
2	中田	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(6) 5	(0) 0	(0) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稲の生産費のコストダウンを図る ・水田の運担化を推し進め、作業効率の向上に努める ・複合経営による所得向上および経営の安定を図る ・新規就農の促進を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
3	常盤木	R4.8.12	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の経営面積変更 2人	(12) 12	(12) 12	(0) 0	(0) 0	(12) 12	(9) 9	(2) 1	(1) 2	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・水稲では、特別栽培による良食味米の生産に取り組む ・果樹については、大玉ブドウや食味等消費者の嗜好に添った品種の生産への転換を進める ・産直施設の活用	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
4	板井川	R4.8.12	・耕地面積の変更(非農地判断により△0.39ha) ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 2人	(13) 14	(13) 14	(0) 0	(0) 0	(13) 14	(11) 12	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散圏を解消する	・果樹・花卉・野菜の高付加価値農産物の生産に取り組む。複合経営の確立をする ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う ・中心となる経営体5名(刈取面積28ha)と2名(刈取面積15ha)の水稲刈取機械共同利用組合は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る ・大豆は転作作目の基幹として毎年作付が増加しており、大豆生産組合による播種から刈取までの共同作業により低コスト化を図っている。今後は栽培管理に、多機能作業機を導入して、高品質と多収穫を目指す ・中心となる経営体のうち水稲自家乾燥・調整する7名は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る ・果樹との複合経営をめざす中心となる経営体は、規模拡大と作業の効率化を図るため防除機・高所作業車等を導入する ・担い手1名が経営を承継する。後継者が新規就農(継承型)の青年新規就農給付金を申請をし、H28年4月よりハウスでのミニトマトの栽培に取組、所得200万を目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散圏を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性					担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
5	東北	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の属性変更 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 	7	6	1	0	7	6	1	0	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型農業については(農)東北グリーンファーム(仮)及び中心となる経営体が農地の受皿組織、個人として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる 東北地区生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める 特別栽培米の生産拡大に取り組み、付加価値の向上に努める 無人ヘリコプター防除の効率的利用やカントリーエシペーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る 東南そば組合と連携し、そばの作付拡大を図り生産コストの低減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 	
6	下山添	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の経営面積変更 5人 	23	21	2	0	23	21	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 下山添地区生産組合を中心に農用地の利用集積を行い、担い手となる認定農業者に農地を集積する集落営農システムを確立する。水稻は主に認定農業者が担当し、複合作物であるきゅうりなどの園芸作物は、女性陣が主となり農業所得の増大を図る 兼業農家や高齢農家が稼働能力に応じて、担い手農家に協力して農業に従事することにより、地域全体として生産体制を充足させる。高齢者でも取り組める軽量野菜導入の取り組みを進める 直播きや無人ヘリコプターの効率的利用、CE・MRC利用を促進し、低コスト化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 	
7	三千刈	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の属性変更 1人 	11	9	2	0	11	10	0	1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯図を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹・野菜の高付加価値農産物の生産に取り組み、複合経営の確立をする 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る 中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 	
8	黒川上	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 耕地面積の変更(非農地判断により△0.19ha) 中心経営体の属性変更 1人 中心経営体の経営面積変更 2人 	19	18	1	0	19	14	0	5	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る 営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開 新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 	

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(楯引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
9	黒川中	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 耕地面積の変更(非農地判断により△0.04ha) 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の経営面積変更 6人 	(16) 16	(15) 15	(1) 1	(0) 0	(16) 16	(9) 9	(0) 0	(7) 7	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者へ農地を集積し、コストダウンを図る 水稲・野菜・果樹等の複合化経営を図る 小規模農家が集約して法人化を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
10	黒川下	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 耕地面積の変更(非農地判断により△0.04ha) 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の属性変更 1人 中心経営体の経営面積変更 5人 	(26) 26	(22) 22	(4) 4	(0) 0	(26) 26	(23) 23	(0) 1	(3) 2	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
11	松根	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 耕地面積の変更(非農地判断により△1.05ha) 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の経営面積変更 5人 	(9) 9	(8) 8	(1) 1	(0) 0	(9) 9	(8) 8	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 稲作については特定の中心的経営体に農地の集約が進み、コストダウンが図られる方向に進む 地区産米のブランド化(高付加価値化)を模索し、収益の増加に繋げる 加工・流通業者や産直施設との連携の進展 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
12	梳代	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 耕地面積の変更(非農地判断により△3.31ha) 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 8人 	(19) 20	(17) 18	(2) 2	(0) 0	(19) 20	(17) 18	(0) 0	(2) 2	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 中心的経営体への農地の集積と生産費のコストダウンを図る 地域の特性(きれいな水、中山間)を生かした作物の栽培と生産技術、経営手腕の向上を図り、高付加価値農業を目指す その他の農業者は、中心的経営体と連携して地域の財産(農業用道水路)の維持管理に協力するなど、補充的農業従事者として地域に関わる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
13	田代	R4.8.12	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の経営面積変更 3人 	(41) 41	(39) 39	(2) 2	(0) 0	(41) 41	(30) 30	(0) 0	(11) 11	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 水稲を中心に複合経営を進める 農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る 集落内の認定就農者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和4年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(温海地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
1	温海地域	R4.8.12	・中心経営体の追加 1人	(41)	(37)	(4)	(0)	(41)	(25)	(0)	(16)	・担い手に集積・集約化する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・耕作放棄地を解消する。	・温海地域は山間地が多いため、条件のよい農地については、規模拡大志向の農業者や新規就農者へ農地を集積する。 ・認定農業者や(農)かすみ等を優先して集積させ、集約できない農地はあつみ農地保全組合と協議する。	・農地中間管理機構を活用した農地集積・集約を推進する。
				42	38	4	0	42	25	1	16			